○弘前大学農学生命科学部研究倫理委員会申合せ

（設置）

第１条　弘前大学農学生命科学部（大学院農学生命科学研究科を含む。以下「本学部」という。）に，弘前大学農学生命科学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は，本学部において行われる人を対象とした研究（人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号），疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）に規定するものを除く。以下「研究」という。）に係る倫理的問題について協議するとともに，弘前大学農学生命科学部長（以下「学部長」という。）の諮問を受けて，本学部に所属する者が行う研究等が，人権擁護に関わる倫理的観点及び科学的観点から適正に遂行されるために必要な事項を審査する。

（審議事項）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

⑴ 研究の倫理に係る基本的事項に関すること。

⑵ 研究者から申請のあった研究の実施計画の審査に関すること。

⑶ 研究に係る個人情報の保護に関すること。

⑷ その他研究の倫理に関すること。

（組織）

第４条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

⑴ 本学部副学部長（研究担当）

⑵ 各学科から選出された研究推進委員

⑶ 本学部の専任担当教員以外の弘前大学の教員　１名

⑷ その他学部長が必要と認めた者

（委員の任期）

第５条　前条第１号の委員の任期は，「弘前大学農学生命科学部副学部長に関する申合せ」による。

２　前条第２号から第４号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。

3　委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条　委員会に委員長を置き，第4条第1号の委員をもって充てる。

2　委員会に副委員長を置き，委員長の指名する委員をもって充てる。

3　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

（会議）

第7条　会議は，委員長が招集し，その議長となる。

2　会議は，委員の過半数の出席をもって成立する。

3　会議の議事は，出席委員の全会一致をもって決する。ただし，第10条第2項の規定による迅速審査の議事にあっては，第12条の規定による。

4　委員は，自己が関係する研究の実施計画の審査に加わることができない。ただし，委員長が必要と認めるときは会議に出席し，説明することができるものとする。

（委員の代理出席）

第8条　委員がやむを得ない理由で出席できないときは，当該委員の所属学科の者が代理出席することができる。

2　代理者を指名するときは，あらかじめ委員長に報告しなければならない。

3　代理者は，発言権及び採決権を有するものとする。

（委員以外の出席）

第9条　委員会において必要あるときは，委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（審査）

第10条　第3条第2号に係る審議事項は，通常の手続きで行われる本審査又は簡略化した手続きで行われる迅速審査において行われる。

2　次の各号に掲げるいずれかに該当する事項に関する審査は，迅速審査により審査することができる。

(1) 研究計画等の軽微な変更

(2) 既に本委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等

(3) 共同研究等であって，既に主たる研究機関において倫理委員会の承認を受けた研究計画を分担者として実施しようとする場合の研究計画等

(4) 匿名化されるアンケートを用いた研究計画等。ただしアンケート内容にはアンケート対象者の身体又は精神に障害又は負担が生じないものとする。

(5) 委員長が，研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的，心理的又は社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって，社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まないと認める軽微な研究計画

（審査申請の手順等）

第11条　委員会に，第3条第2号の審査を求める研究者は，別紙様式1により，学部長に申請するものとする。ただし，授業における課題等として教員の責任で行う調査・実験並びに他の部局又は他の研究機関から依頼された調査については，原則として申請の対象としない。

2　学部長は，申請を受理したときは，委員会に審査を付託するものとする。

3　委員長は，審査結果を別紙様式2により，学部長に報告するものとする。

4　学部長は，前項の審査結果を，申請者に通知するものとする。

5　申請者は，承認された調査・実験の内容を変更する場合には，別紙様式3により，学部長に申請しなければならない。

6　学部長は，必要があると認めた場合は，委員会に再審査を付託することができる。

（迅速審査）

第12条　第10条第2項に掲げる迅速審査は，委員長があらかじめ指名した委員2名により行うものとし，判定は当該委員の合意によるものとする。

2　前項の判定の結果は，委員長からすべての委員に速やかに報告するものとする。

3　委員は，前項の報告を受けた場合において，迅速審査が適切でないと判断したときは，委員長に対し理由を付して，改めて委員会での審査を求めることができる。この場合において，委員長は，相当の理由があると認められるときは，速やかに会議を開催し，本審査を行わなければならない。

（庶務）

第13条　委員会に関する庶務は，本学部総務グループ研究協力担当において処理する。

（申合せの改廃）

第14条　この申合せの改廃については，本学部運営会議及び本学部教授会の議を経て学部長が行う。

（その他）

第15条　この申合せに定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

1　この申合せは，令和2年2月19日から施行する。

2　この申合せは，令和2年5月20日から施行し，改正後の規定は，令和2年4月1日から適用する。

3　この申合せ施行後最初に任命される第4条第2号の委員の任期は，第5条第2項の規定にかかわらず，令和3年3月31日までとする。

4　この申合せは，令和3年3月17日から施行する。

5　この申合せは，令和3年6月30日から施行する。